ユースエール認定企業になりませんか?

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が 「ユースエール認定企業」として認定し、人材の円滑な採用を支援!!



労働環境を アピール!



ハローワークなどで 重点的PRを実施

「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」など若者支援施設で認定企業を積極的にPRすることで若者からの応募増が期期待できます。

メリット

就職面接会などへの 優先的な参加

労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。

<u>3</u>

自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能

認定企業は認定マークを自社の商品や広告などに使用することができます。 認定マークを使用することによって優良企業であることが対外的にアピールできます。 4

公共調達における

公共調達のうち、価格以外の要素を評価する 調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を 行う場合は、加点評価の対象となります。

育成制度を アピール*!* 5

日本政策金融公庫による 低金利融資

株式会社日本政策金融公庫において実施している「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、低利融資を受けることができます。



ユースエール認定制度について

※東京労働局HPトップ画面のこのバナーをクリックしてください。

認定制度の概要等詳細については、

東京労働局ホームページをご覧ください。

URL: https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/home.html



申請から認定までの流れ

Step 1

東京労働局の HPから 「申請書類(別 添1~9)」を ダウンロード Step 2

「申請書類(別添 1~9)」を作成 し、「タイムカー ド等確認書類」を 田育 Step 3

事前に電話連絡の 上、認定申請書 及び確認書類を 東京労働局(若年 雇用係)へ提出 Step 4

認定申請書類の 内容審査・確認 Step 5

認定申請日から 30日以内(※)に 結果通知 ※ 不足書類等があった 場合は、不足書類の 提出日から30日以内 認定後、 管轄ハローワーク にて 認定通知書交付式 を開催

「申請書類のダウンロードは東京労働局HPまで!」

東京労働局 ユースエール

検索

、認定基準に該当するか裏面にセルフチェックシートがあります。裏面をご覧ください ⇒

Q どのような企業が認定企業になることができますか?

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)であれば、認定 企業となることができます。

◆ ユースエール認定セルフチェック表 ◆

			【留意点抜粋】
1		学卒求人など、若者対象の正社員求人申込み又は募集を行って いること	*学卒求人については、少なくとも既卒3年以内の既卒者の応募可であること *若者対象とは34歳以下の職業経験不問求人であること。
2		若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	*認定申請の時点で正社員である労働者がいること。
3		「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること	*人材育成方針には経営理念・経営方針を実現するため、必要な人材像及び雇用する労働者に対し、どのような目標をもち、育成していくか記載されていること。
		直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職 率が20%以下	*直近3事業年度において新卒者等の採用実績がなければ本要件は不問とする。 *新卒者等の採用数が3人又は4人の場合は、離職者が1人以下であれば可とする。
		前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと	*前事業年度において雇用していた正社員(他社事業場で派遣業務に従事する者を除く)を対象とする。 *役員及び管理職についても雇用保険被保険者である場合は労働者性が認められることから対象者に含める。
			*年間付与日数は、前事業年度に新たに付与された日数とし 取得日数には、前々年度等からの繰り越し消化日数を含め る。
		前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上	* 有給休暇の付与日数及び取得日数には、有給休暇に準する休暇として、①就業規則で規定するもの、②有給であること ③毎年全員に付与する休暇であること。の3つの条件を全て満たす休暇を労働者1人あたり年間5日を上限に加算することができる。
		直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上	*直近3事業年度内に出産した男性労働者の配偶者及び女性 労働を対象とする(正社員以外の労働者を含む)。 *対象者がいない場合、育児休業制度が就業規則等で定めら れていれば可とする。
4		青少年雇用情報について公表していること ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数・男女別 採用者数、平均継続勤務年数・研修内容、メンター制度の有無 自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の 制度の有無とその内容・前事業年度の月平均の所定外労働時間 有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得日数 (男女別)、役員・管理職の女性割合	*青少年雇用情報については、認定申請時に公表していることを原則とするが、申請時点で公表していなくても、認定申請時に「企業情報報告書」を提出し認定後に「若者雇用促進サイト」で公表を予定している場合でも可とする。
5		過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	*認定申請日を起算日とした過去3年間
6		過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を 辞退していないこと	*認定申請日を起算日とした過去3年間
7		過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	*認定申請日を起算日とした過去3年間
8		過去1年間に事業主都合による解雇または勧奨退職を行ってい ないこと	*事業主都合による解雇または勧奨退職を行った者には、正 社員以外の労働者を含む。 *認定申請日を起算日とした過去1年間
9		暴力団関係事業主でないこと	
10		風俗営業等関係事業主でないこと	
11		各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12		重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

認定制度に関する問い合わせ先

ハローワーク〇〇〇 事業所第〇部門 TEL: 03 - 1234 - 5678 TEL: 03-3512-1657 東京労働局 職業安定部 若年雇用係

認定申請書の提出先

千代田区九段南1-2-1 TEL: 03-3512-1657 九段第三合同庁舎12階(最寄駅:九段下) 東京労働局 職業安定部 若年雇用係